鳥取県事務処理権限規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

県の行政組織の見直し等に伴い、事務処理権限の区分等について所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
  - (1) 組織改正による改正

行財政改革局の新設その他の組織改正に伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) 法令等の制定改廃等に伴う改正

地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他の法令、条例等の制定改廃等に伴い所要の規定の整備を 行う。

(3) 会計業務の見直し及び業務の集中化に伴う事務処理権限について、次のように見直す。

ア 集中化事務に係る支出命令の決裁権限の区分を次のように改める。

				改		正	後	<u> </u>			•	i	改	正	育	ή	
集中化事務に係る支出命令						集中化事務に係る支出命令											
	1	件1	,000	万円以	L上σ.	もの		課長専決			1件1,0	00万	円以上	のもの	課長	長専決	
	1	件1	,000	万円未	満σ	もの					1件1,0	00万	円未満	のもの	総括	5補佐専	決
		1	با 2	人外の ヨ	もの			会計担当職員専									
								決									
		2	集日	□化事剤	務に	係る。	出										
		Í	負担行	<b>「為兼</b> 」	支出	仕訳書	書に										
			より行	う支持	払等	のうき	520	集中化業務決裁									
		7	5円ま	₹満の=	もの			職員専決									

- イ 本庁等における委託、役務及び賃借契約のうち予定価格が20万円以上のものに係る競争入札の執行又は 随意契約による場合の見積書の徴取に係る事務を庶務集中局集中業務課の個別専決事項とする。
- (4) 組織及び人事管理に関する事務処理権限について、総合事務所長に対する旅行命令、休暇承認等の決裁権限の区分を次のように改める。

	内容	改 正 後	改正前					
内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理								
	5日以上にわたり県外を旅行する場合に係るもの	副知事委任決裁	部長委任決裁					
	それ以外の場合に係るもの	総合事務所長委任決裁	総合事務所長委任決裁					
休暇又は職務に専念する義務の免除の承認								
	7日以上にわたる場合等	副知事委任決裁	部長委任決裁					
	それ以外の場合に係るもの	総合事務所長委任決裁	総合事務所長委任決裁					

- (5) 福祉保健部の地方機関における事務処理のうち法令の規定により保健所長が処理するものとされている もの以外の事務を総合事務所長の委任決裁事項とする。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 関係規則の改正

次に掲げる規則について、(5)に伴う改正その他所要の規定の整備を行う。

- ア 医師法施行細則
- イ 歯科医師法施行細則
- ウ 保健師助産師看護師法施行細則
- エ 麻薬及び向精神薬取締法施行細則
- 才 薬剤師法施行細則
- カ 毒物及び劇物取締法施行細則

- キ 栄養師法施行細則
- ク 健康増進法施行細則
- ケ 鳥取県建設工事執行規則
- コ 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則
- (8) 施行期日は、平成20年6月1日とする(3)のイを除き、同年4月1日とする。